

大田区建築物の高さの最高限度を定める高度地区指定に係る有識者委員会
(絶対高さ) (第6回)

次第

日時：平成26年7月23日(水)

場所：区役所本庁舎201会議室

1. 建築物の絶対高さ制限について(資料1)

2. 絶対高さ制限における特例措置について(資料2)

3. その他

■配布資料

資料1：建築物の絶対高さ制限について

資料2：絶対高さ制限における特例措置について

資料3：都市計画変更第一次素案(案)

参考資料：1)第5回有識者委員会 主な意見

2)建築物の絶対高さ制限について(第5回有識者委員会資料抜粋)

3)高度地区除外する区域(④～⑥)における土地利用現況等について